

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 9 月 1 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25245007

研究課題名(和文) イギリスの公法改革における普遍性と固有性の相互関係再編に関する総合的比較法研究

研究課題名(英文) The Reformation of the Mutual Relationship between Universality and Peculiarity in Public Law Reform in the U. K.

研究代表者

榊原 秀訓 (SAKAKIBARA, Hidenori)

南山大学・法務研究科・教授

研究者番号：00196065

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 28,300,000円

研究成果の概要(和文)：イギリスにおける司法審査は、原告適格が拡大し、政府は、司法審査のアクセス制限を提案した。提案に対しては、法の支配に反するとして、厳しく批判がなされてきた。政府は、原告適格の制限等を取り下げたものの、財政的負担を増やす提案を実施した。また、カート(Cart)事件最高裁判決を受け、審判所は司法の一部を構成するので、裁判所とともに、法の支配を支えるものとされた。裁判所・審判所に共通して、裁判官の任命過程が注目され、司法の独立性のみならず、司法のアカウンタビリティの重要性が指摘されている。さらに、政府は、より略式の紛争解決手段の活用を目指しているが、公正性や独立性の点で疑問が出されている。

研究成果の概要(英文)：The standing of judicial review has been widened and the U.K. Government proposed to limit the access to judicial review. But this proposal has been severely criticized because it is contrary to the rule of law. Consequently the government withdrew the proposal of limiting standing but introduced the policy of increasing financial burden. After the decision of Supreme Court in Cart case, it is understood that tribunals uphold the rule of law with courts because tribunals belong to the part of the judiciary. The way of appointing the judges common to tribunals and courts has been attracted to attention. It is pointed that not only judicial independence but also judicial accountability are important. The Government intends to use more the informal dispute resolution but academics doubt it from the viewpoint of fairness and independence.

研究分野：行政法学

キーワード：公法学 行政法学 憲法学 行政救済 市民参加 司法審査 行政的正義 人権法

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 法的立憲主義の進行と公法改革の進展

1997年に誕生したブレア政権以降、保守党と自由民主党の連立政権の下においても公法改革が進行している。憲法においては、法的立憲主義の進行が顕著である。国会では、庶民院の議事改革がなされ、法案前の政策の事前審査だけではなく、法律の事後審査も開始され、立法統制が強化されており、連立政権の下では、容易な解散を防止する解散制限法も成立している。自治体においては、新しい統治構造が採用され、国会の省庁別特別委員会がモデルとなって議会監視にも関心が払われている。また、選挙制度改革やスコットランド独立のような重要事項については、レファレンダムが実施されるか、実施されようとしている。さらに、官民関係では、当初の営利企業の活用から、市民社会における団体への注目が増し、連立政権は、それを Big Society と称して政策展開を図っている。そして、わが国とほぼ同時期に成立した情報公開法により、国会ではなく、直接国民に対して行政のアカウントビリティが確保されている。以上の動向は、国会主権、大臣責任制、ウエストミンスターモデル、選挙独裁、自治体における議会委員会制等のイギリス公法に特徴的な考えの変更を迫るものようにも見えるが、他方で、国会の貴族院は庶民院との権限分配を意識して改革が進まず、レファレンダムもあくまでアドホックに個別法律で実施され、自治体においても、公選首長は限られ、都市計画分野に関しては伝統的な組織形態が継続しているように、従来の考えも維持されており、普遍性と固有性の衝突と妥協を通した両者の相互関係の再編がみられる。

### (2) 人権保障システムの転換と実効的な行政救済法改革

1998年にヨーロッパ人権条約を国内裁判所の審査基準として用いることを規定する「人権法 (Human Rights Act)」が制定され、これにより、実効的な権利保護・権利救済や公平独立な審判機関の必要性が強く意識され、制度的に司法改革が進められ、2007年法により、二層制の統一的審判所へと改革がなされ、裁判所と審判所の関係として、審判所の専門性の再評価が進み、個別の審判所のあり方にも関心が向けられている。また、制度改革だけではなく、裁判所の審査基準においてもヨーロッパ大陸型の比例原則とイギリスに伝統的な不合理性審査の関係をどのように理解するかをめぐって長期にわたって議論がなされてきている。さらに、裁判所以外でも、複数のオンブズマンが、共同して苦情処理について従来よりも統一的な対応を意識して活動し、また、2007年法により、従来の審判所審議会が改組されて行政的正義および審判所審議会 (Administrative Justice and Tribunals Council) が設置され、より一般的に「行政的正義」に注目が集まる

中で、連立政権により早くもこの審議会が廃止されることになったが、それを契機に、従来のような個別的な制度や原則ではなく、「行政的正義」の一般的な原則を模索する動きがみられる。以上の動向は、アメリカやヨーロッパ大陸における公法の動向を意識しつつ、イギリス固有のプラグマチックな思考方法から、より原則的な思考方法へ転換しようとするものようにも見えるが、他方で、なおも、伝統的な不合理性審査が活用され、国会オンブズマンにおける議員フィルターの維持や第三者機関による監視の重視もみられるところである。このように、人権保障のあり方や行政救済法の改革においても、普遍性と固有性の相互関係の再編成の状況をみてとることができる。

## 2. 研究の目的

本研究は、まず、イギリス公法改革（主要には行政法の改革を対象にし、関連してそれを枠付ける憲法改革も対象にして）の内容を明らかにすることを目指す。ブレア政権以降、連立政権の下においても継続して公法改革が進行しているが、その思考と志向の異同を明確にする。関連する公法改革を有機的に理解し、明確にできるようにする。その上で、公法改革における普遍性と固有性の相互関係の再編について検討を行うが、当然のことながら単に固有性が消滅し、普遍性が支配するというわけではなく、相互に入り組みながら特定の改革が進行すると考えられる。そのような普遍性と固有性の相互関係の再編の状況や、さらに、その再編を招くファクターを解明することによって、イギリス公法の理解を深化させることを目指している。

研究代表者・研究分担者の多くがイギリス行政法研究会のメンバーであり、過去2度、科研費の助成を受け、イギリス行政法に関する研究を実施してきた。また、それ以外の研究分担者に加わっている者は、イギリス行政法研究会に先行して長期にわたって共同研究を継続してきているイギリス憲法研究会のメンバー（の一部）である。今回行政法の研究者に加えて、憲法の研究者に科研に参加してもらうことにより、わが国以上に憲法と行政法の距離が近いイギリスの公法につき、有機的に関連付けた検討を行うことが可能である。

本研究は、まずはイギリスの公法改革の内容を明らかにするものであるが、それは、単に制度改革の状況や改革を支える理論を明らかにするだけではなく、さらに、イギリス公法の背景にある固有性と、イギリス公法にとどまらないアメリカやヨーロッパ大陸の公法にも共通する普遍性がどのような相互関係において再編され、イギリス公法が改革されているかを明らかにするものである。わが国の公法学からみて例外的な扱いをされてきたイギリス公法が、単にアメリカやヨーロッパ大陸の公法に同化または同調したも

のではなく、独自の立ち位置を有することを示すことによって、イギリス公法の理解を従来よりも深化させることを目指している。また、わが国においても公法改革が進行中であると考えられることから、イギリス公法改革を対象にした普遍性と固有性の相互関係の再編を解明する本研究は、わが国における公法改革の普遍性と固有性の相互関係を検討する上でも、重要な研究上の手法・基準を提供するものとして有益であり、わが国の公法学の発展にも寄与するものである。

### 3. 研究の方法

#### (1) 研究組織

研究代表者は「研究統括」の責任を負うと同時に他の分担者と同様に特定のテーマを分担した。研究代表者・分担者は、イギリスの憲法学または行政法学を比較法的に研究してきており、憲法と行政法ごとに「統治構造と行政システム」と「人権保障と行政救済法」というテーマに分かれ、大きく四つのグループで、本研究を進めた。そして、全体の研究会のほか、必要に応じてグループ内や、複数のグループの合同で研究会を行い、憲法と行政法の関係や両テーマの関係をより有機的に考察した。

研究代表者を含め、多人数が参加することから、相互調整のために事務局を置くことにし、南山大学に所属する3名で事務局を構成した。

#### (2) 研究の進め方

一般的な研究会開催やイギリスでのセミナー参加、ヒアリング調査を別にする、本科研の重点としては、次の二つがある。第一に、エセックス大学のサンキン(Sunkin)教授とボンディ(Bondy)上席研究員を迎えて、司法審査と行政的正義に関するセミナーを開催した。南山大学と龍谷大学で両先生に別々の報告を依頼し、本科研のメンバーを中心に、イギリス憲法研究会のメンバーにも参加を呼びかけて、意見交換を行った。第二に、本セミナーの成果も活かしつつ、いわば科研の中間報告としても位置付けつつ、5名のメンバーで比較法学会のミニ・シンポジウムで報告を行い、出席者と質疑応答を行った。そして、サンキン教授とボンディ上席研究員の報告原稿の翻訳と、比較法学会での報告をベースにした論文からなる榊原秀訓編『イギリス行政訴訟の価値と実態』(日本評論社、2016年)を公刊した。

### 4. 研究成果

#### (1) イギリス公法改革の進展とその評価

イギリスにおける司法審査は、移民・出入国管理領域の司法審査件数の急増を受けて、第二層審判所で審理され、リージョン化によってロンドン以外でも審査されるようになった。また、原告適格が拡大したが、政府は司法審査のアクセス制限を提案した。この提案に対しては、法の支配に反すると批判がな

され、原告適格の制限等は取り下げられたものの、財政的負担を増やす提案等が実施され、関心事となっている。また、審判所は、第二層審判所の判断が尊重されたカート(Cart)事件最高裁判決を受け、司法の一部を構成するもので、裁判所とともに、「法の支配」を支えていると評価されている。そして、裁判所・審判所に共通して、裁判官の任命過程のあり方が注目され、司法の独立性のみならず、司法のアカウンタビリティの重要性が指摘されている。さらに、政府は、より略式の紛争解決手段の活用を目指しているが、公正性や独立性の観点から疑問が出されており、救済機能が低下していると批判されている。

#### (2) 研究の主な成果と今後の展望

現在イギリスでは、Brexitの方向で政策が進み、また、ヨーロッパ人権条約とも一線を画し、1998年の人権法を見直そうとする動向がある。しかし、それにもかかわらず、司法審査や行政的正義における公正性や独立性の確保にかかわっては、効率性の要請にも配慮しつつ、ヨーロッパ法の影響を受けつつ、イギリス固有の「法の支配」を位置付け直し、行政救済制度や事前手続・参加制度の新たなあり方を考えようとする姿勢をみてとることができる。また、イギリスにおいては、わが国と同様、司法の独立性が伝統的に重視されてきたが、それに加えて、イギリスでは国会の役割に特徴があると考えられる司法のアカウンタビリティにも関心が向けられてきた。翻ってわが国の状況を見ると、法律扶助や、訴訟以外での救済可能性を含めた実効的権利救済のあり方や司法のアカウンタビリティのあり方の検討が必要となっていると考えられる。

本科研の成果は、司法審査を中心としたものに関して、先に述べたように、榊原秀訓編『イギリス行政訴訟の価値と実態』(日本評論社、2016年)を公刊した。今後も、司法審査以外のより広範なテーマを対象に、書籍公刊を計画している。また、本科研に続いて、次期科研として5年間の研究が認められており、既にマンチェスター大学トーマス(Thomas)教授やシェフィールド大学ジー(Gee)教授には、国際セミナーへの参加と報告を承諾していただいている。新しく学術交流をしていく研究者を含めて、イギリスの行政法研究者とより密接な連携をもちつつ、研究を違法性の判断構造を明らかにするものへと進め、わが国の裁量審査の議論等にも貢献していくことを予定している。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計20件)

倉持孝司「イギリス憲法改革と地域的権限移譲 - スコットランド」比較法研究 78号、査読無、2017年、111頁～116頁

洞澤秀雄「都市計画法の規律密度と枠組み法化に関する一考察：イギリス都市農村計画法を参照して」南山法学 39 卷 3・4 号、査読無、2016 年、15 頁～62 頁  
庄村勇人「地方議会の議決事項に関する一考察」名城法学 66 卷 1・2 号、査読無、2016 年、377 頁～401 頁  
江島晶子「権利の多元的・多層の実現プロセス 憲法と国際人権条約の関係からグローバル人権法の可能性を模索する」公法研究 78 号、査読無、2016 年、47 頁～69 頁  
長内祐樹「自治体に対する外部監査制度の法と仕組み(3) 英国におけるオーディターによる自治体外部監査制度 その沿革と特質」金沢法学 58 卷 2 号、査読無、2016 年、1 頁～43 頁  
洞澤秀雄「陸上・洋上風力発電所の立地・開発をめぐる紛争と法：イギリス法との比較を通じて」環境法政策学会誌 19 号、査読無、2016 年、147 頁～159 頁  
榊原秀訓、深澤龍一郎、林晃大、上田健介、洞澤秀雄「ミニ・シンポジウム イギリス行政争訟システムの構造転換」比較法研究 77 号、査読無、2015 年、152 頁～190 頁  
大田肇「Susan Smith 事件・イギリス最高裁判決に対する批判の検討」津山工業高等専門学校紀要 57 号、査読有、2015 年、33 頁～36 頁  
深澤龍一郎「行政事件訴訟における判断過程の統制 その基礎的考察」公法研究 77 号、査読無、2015 年、172 頁～183 頁  
山本寛英「イギリス都市計画法制における行政の裁量的判断の質的保障システムについて」愛媛法学会雑誌 41 卷 1・2 号、査読無、2015 年、135 頁～146 頁  
大田肇「国外での武力紛争における「生命に対する権利」に関するイギリス裁判所の判決 その 3 Catherine Smith 事件」津山工業高等専門学校紀要 56 号、査読有、2014 年、9 頁～16 頁  
友岡史仁「統治と専門性 行政法の視点から」公法研究 76 号、査読無、2014 年、125 頁～137 頁  
友岡史仁「イギリスにおける原子力規制」比較法研究 76 号、査読無、2014 年、27 頁～44 頁  
江島晶子「Emerging Transjudicial Dialogue on Human Rights in Japan」明治大学法科大学院論集 14 号、査読無、2014 年、139 頁～167 頁  
上田健介「民事・行政訴訟における機密情報の取扱いをめぐるイギリス法の展開」近畿大学法科大学院論集 10 号、査読無、2014 年、69 頁～137 頁  
倉持孝司「イギリス憲法における『憲法上の変更』とそのプロセス」法律時報 85 卷 5 号、査読無、2013 年、86 頁～90 頁

友岡史仁「イギリスにおける原子力行政と放射性廃棄物処分」季刊環境研究 170 号、査読無、2013 年、107 頁～119 頁  
江島晶子「イギリスにおける比例原則の継受 ヨーロッパ人権条約と 1998 年人権法」比較法研究 75 号、査読無、2013 年、246 頁～252 頁  
江島晶子「Advantages and Disadvantages of Creating a Multi-Layered System for the Protection of Human Rights: Lessons from UK-European experiences under the European Convention on Human Rights」明治大学法科大学院論集 13 号、査読無、2013 年、1 頁～24 頁  
林晃大「イギリスにおける環境公益訴訟とオーフス条約」近畿大学法学 61 卷 1 号、査読無、2013 年、37 頁～102 頁

〔学会発表〕(計 18 件)

友岡史仁「日本におけるオープンデータ法制の構築と課題」東アジア行政法学会、2016 年 11 月 13 日、台湾(高雄市)  
友岡史仁「Legal Systems and Problems concerning “Emergencies” in Japan - especially from the Experience of the 2011 Great East Japan Earthquake」Constitutional and Legal Regulation of Emergencies in Democracies、2016 年 3 月 11 日ドイツ(ハンブルグ市)  
友岡史仁「電気事業の規制改革と電気事業法上の中立性担保規制」日本経済法学会、2015 年 10 月 17 日、白鷗大学(栃木県小山市)  
江島晶子「権利の多元的・多層の実現プロセス - 憲法と国際人権条約の関係から - 」日本公法学会、2015 年 10 月 17 日、同志社大学(京都市上京区)  
洞澤秀雄「陸上・洋上風力発電所の立地・開発をめぐる紛争と法：イギリス法との比較を通じて」環境法政策学会、2015 年 6 月 13 日、獨協大学(埼玉県草加市)  
榊原秀訓、深澤龍一郎、林晃大、上田健介、洞澤秀雄「ミニ・シンポジウム イギリス行政争訟システムの構造転換」比較法学会、2015 年 6 月 6 日、中央大学(東京都文京区)  
大田直史「債権放棄議決と住民訴訟制度改革論」日本地方自治学会、2014 年 11 月 15 日、熊本県立大学(熊本市東区)  
深澤龍一郎「行政事件訴訟における判断過程の統制 その基礎的考察」日本公法学会、2014 年 10 月 19 日、中央大学(東京都八王子市)  
友岡史仁「イギリスにおける原子力安全規制」比較法学会、2014 年 6 月 8 日、立命館大学(京都市中京区)  
友岡史仁「発電用原子炉に係る新規制基準と今後の課題」日本公共政策学会、2014 年 6 月 7 日、高崎経済大学(群馬県高崎市)

榊原秀訓「ポピュリズムと民主政」全国憲法研究会、2014年5月10日、広島修道大学（広島市安佐南区）

上田健介「首相・内閣に対する統制について」全国憲法研究会、2014年5月10日、広島修道大学（広島市安佐南区）

田中孝和「イギリスの議会オンブズマン」日本オンブズマン学会、2014年4月20日、立教大学新座キャンパス（埼玉県新座市）

江島晶子「Japanese Efforts to Have a Secrecy Law and a ‘National Security Council’」International Association of Constitutional Law Round Table、2014年3月6日、Harvard Law School (Boston, USA)

友岡史仁「日本における個人情報保護制度 行政情報に係る諸問題を中心に」日台法律家協会、2013年11月15日、白鷗大学（栃木県小山市）

友岡史仁「統治と専門性 行政法の視点から」日本公法学会、2013年10月13日、立命館大学（京都市北区）

深澤龍一郎「改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会の論点」行政法研究フォーラム、2013年7月27日、早稲田大学（東京都新宿区）

江島晶子「企画の趣旨および比例原則の継受 イギリスノヨーロッパ人権条約を中心に」比較法学会、2013年6月1日、青山学院大学（東京都渋谷区）

〔図書〕(計20件)

榊原秀訓編『イギリス行政訴訟の価値と実態』(日本評論社、2016年)230頁(深澤龍一郎(第1章訳)、大田直史(第2章訳)、伊藤治彦・洞澤秀雄(第3章訳)、田中孝和(第4章訳)、榊原秀訓(第5章)、林晃大(第6章)、上田健介(第7章)、田中孝和(第8章)、洞澤秀雄(第9章))  
亙理格・生田長人編『都市計画法制の枠組み法化 制度と理論』(土地総合研究所、2016年)266頁のうち洞澤秀雄「イギリス都市計画法における国による適正化担保：コールインなどの国による関与を中心に」(213頁～237頁)

宗像優編『環境政治の展開(講座 臨床政治学第六巻)』(志學社、2016年)367頁のうち和泉田保一「環境問題と市民参加」(133頁～181頁)

川崎政司・大沢秀介編『現代統治機構の動態と展望』(尚学社、2016年)421頁のうち上田健介「人権法による『法』と『政治』の関係の変容」(231頁～267頁)

F. Fabbrini and V. Jackson(eds), Constitutionalism Across Borders in the Struggle Against Terrorism (Elger, 2016) 359頁のうち Akiko Ejima, Japanese Efforts to Have a Secrecy Law and a ‘National Security Council’ - A Runner Who Is One

Lap Behind, or Good Things Come to Those Who Wait? (125頁～145頁)

榊原秀訓『司法の独立性とアカウンタビリティ イギリス司法制度の構造転換』(日本評論社、2016年)325頁

榊原秀訓『地方自治の危機と法 ポピュリズム・行政民間化・地方分権改革の脅威』(自治体研究社、2016年)234頁

友岡史仁『要説 経済行政法』(弘文堂、2016年)298頁

曾和俊文・野呂充・北村和生・前田雅子・深澤龍一郎編『芝池義一先生古稀記念 行政法理論の探求』(有斐閣、2016年)

612頁のうち大田直史「理由付記・提示と理由の追加・差替え」林晃大「制裁の公表に関する一考察 行政過程における位置づけに基づく分析」深澤龍一郎「行政判断の構造」(137頁～160頁、259頁～285頁、287頁～309頁)

松井幸夫・元山健・倉持孝司編著『憲法の「現代化」 ウェストミンスター型憲法の変動』440頁のうち倉持孝司「イギリス憲法の『現代化』とウェストミンスター型憲法の変動」榊原秀訓「裁判官任命制度の改革 司法の独立性、アカウンタビリティと裁判官の多様性」大田直史

「軍事と大権」江島晶子「イギリス憲法の『現代化』とヨーロッパ人権条約 - 多層的人権保障システムの観点から - 」佐藤潤一「オーストラリア憲法とイギリス憲法」(敬文堂、2016年)(3頁～20頁、203頁～219頁、252頁～269頁、297頁311頁、337頁～355頁)

倉持孝司・小松浩編著『憲法のいま - 日本・イギリス憲法のいま - 日本・イギリス』(敬文堂、2015年)325頁のうち倉持孝司「思想・良心の自由、信教の自由、学問の自由」江島晶子「イギリスにおける人権 : 1998年人権法」人権の国際的保障 - 開放型と閉鎖型」大田直史「平和主義」イギリスにおける統治 : イギリスの軍事法制」(106頁～6、72頁～83頁、174頁～182頁、285頁～302頁)

全国憲法研究会編『日本国憲法の継承と発展』(三省堂、2015年)436頁のうち江島晶子「憲法の未来像(開放型と閉鎖型) 比較憲法と国際人権法の接点」(403頁～420頁)

現代行政法講座編集委員会編『現代行政法講座 行政手続と行政救済』(日本評論社、2015年)388頁のうち深澤龍一郎「行政訴訟における裁量権の審理」(149頁～172頁)

榊原秀訓編『行政法システムの構造転換 イギリスにおける「行政的正義」』(日本評論社、2015年)302頁(榊原秀訓(第1章)、深澤龍一郎(第2章)、上田健介(第3章)、伊藤治彦(第4章)、田中孝和(第5章)、長内祐樹(第6章)、大田直史(第7章)、友岡史仁(第8章)、林

晃大(第9章)、洞澤秀雄(第10章)、庄  
村勇人(第11章)、山本寛英(第12章)、  
和泉田保一(第13章))

Wen-Yeu Wang (ed), Codification in  
International Perspective (Springer,  
2014) 374 頁のうち Akiko EJIMA ‘A  
Possibility of the Multi-layered Human  
Rights Implementation System  
Underpinned by the Simultaneous  
Codification of the Constitution of  
Japan and the International Human  
Rights Treaty’ (297 頁~312 頁)

現代行政法講座編集委員会、岡田正則、  
榊原秀訓、白藤博行、人見剛、本多滝夫、  
山下竜一、山田洋編『現代行政法講座  
自治体争訟・情報公開争訟』(日本評論社、  
2014 年)390 頁のうち大田直史「住民訴  
訟4号請求の諸問題」、榊原秀訓「情報公  
開争訟まえがき」、友岡史仁「行政運営情  
報と公務員情報」(83 頁~101 頁、155  
頁~168 頁、255 頁~284 頁)

Fergal Davis, Nicola McGarrity and George  
Williams (eds), Surveillance,  
Counter-Terrorism and Comparative  
Constitutionalism (Routledge, 2014) 431 頁  
のうち Akiko EJIMA, “From the west to the  
east: migration of surveillance policy” (192  
頁~209 頁)

梅川正美・阪野智一・力久昌幸編著『現  
代イギリス政治(第2版)』(成文堂、2014  
年)259 頁のうち倉持孝司「イギリスに  
『憲法』はあるか」(81 頁~100 頁)

深澤龍一郎『裁量統制の法理と展開 イ  
ギリス裁量統制論』(信山社、2013 年)  
434 頁

上田健介『首相権限と憲法』(成文堂、  
2013 年)410 頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

なし

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

榊原 秀訓(SAKAKIBARA, Hidenori)

南山大学・法務研究科・教授

研究者番号:00196065

### (2)研究分担者

深澤 龍一郎(FUKASAWA, Ryuichiro)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号:50362546

大田 直史(OHTA, Naofumi)

龍谷大学・政策学部・教授

研究者番号:20223836

林 晃大(HAYASHI, Akitomo)

近畿大学・法学部・准教授

研究者番号:80548800

庄村 勇人(SHOMURA, Hayato)

名城大学・法務研究科・准教授

研究者番号:80387589

上田 健介(UEDA, Kensuke)

近畿大学・法務研究科・教授

研究者番号:60341046

伊藤 治彦(ITO, Haruhiko)

岡山商科大学・法学部・教授

研究者番号:80176354

友岡 史仁(TOMOOKA, Fumito)

日本大学・法学部・教授

研究者番号:00366535

萩原 聡央(HAGIHARA, Akihisa)

名古屋経済大学・法学部・教授

研究者番号:80410835

洞澤 秀雄(HORASAWA, Hideo)

南山大学・法学部・准教授

研究者番号:60382462

和泉田 保一(IZUMIDA, Yasuichi)

山形大学・人文学部・准教授

研究者番号:60451655

田中 孝和(TANAKA, Takakazu)

姫路獨協大学・人文社会学群・准教授

研究者番号:90441328

長内 祐樹(OSANAI, Hiroki)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号:00579617

倉持孝司(KURAMOCHI, Takashi)

南山大学・法務研究科・教授

研究者番号:00153370

江島晶子(EJIMA, Akiko)

明治大学・法務研究科・教授

研究者番号:40248985

大田肇(OTA, Hajime)

津山工業高等専門学校・総合理工学科・教

授

研究者番号:30203798

佐藤潤一(SATOU, Junichi)

大阪産業大学・教養部・教授

研究者番号:40411425

山本 寛英(YAMAMOTO, Hirotsumi)

愛媛大学・法文学部・准教授

研究者番号:90548166

(2015年度まで)

岡田章宏(OKADA, Akihiro)

神戸大学・人間発達環境学研究所・教授

研究者番号:70185429

(2013年度まで)

### (3)連携研究者

なし

### (4)研究協力者

なし